

由利本荘警察署清掃業務委託の随意契約に関する公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体等と随意契約する物件については、秋田県財務規則第171条の2第1項第1号により、次のとおり公表する。

- 1 契約に関する事務を所掌する部局（地方公所）名及び所在地
秋田県由利本荘警察署
秋田県由利本荘市中町27番地
- 2 提供を受ける役務の仕様等
由利本荘警察署庁舎清掃業務委託
- 3 契約期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 4 その他
見積書と同時に次の書類を提出すること。
 - (1) 配置される作業者の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」
 - (2) 社内研修受講証明書

お問い合わせ 由利本荘市中町27番地
由利本荘警察署会計課
電話 0184-23-4111